

訪問介護いわない運営規程概要

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岩内町社会福祉協議会が開設する訪問介護いわない（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が、要介護状態、要支援状態又は事業対象者である高齢者に対し、適正な訪問介護（以下、「訪問介護」という。）及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）（以下、「第1号訪問事業」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業所の訪問介護職員等は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう第1号訪問事業計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 事業の実施に当たっては、関係町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護いわない
- (2) 所在地 岩内郡岩内町字清住167番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の人事管理及び業務の指揮監督にあたるものとする。
- (2) サービス提供責任者 5名
サービス提供責任者は、訪問介護〔第1号訪問事業〕の利用の申込みに係る調整、職員の技術指導、訪問介護計画〔第1号訪問事業計画〕の作成等を行うとともに、自らも訪問介護〔第1号訪問事業〕の提供にあたる。
- (3) 訪問介護員 2・5名以上
訪問介護員は、訪問介護〔第1号訪問事業〕の提供にあたる。
- (4) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。但し、12月31日から1月5日までを除く。

- (2) 営業時間 6時から22時までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は各保険者が定める総合事業実施要項に定めた額とし、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
 - (1) 訪問型サービス費（I）…1週に1回程度
 - (2) 訪問型サービス費（II）…1週に2回程度
 - (3) 訪問型サービス費（III）…1週に2回を超えた場合
 - 3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護〔第1号訪問事業〕に要する交通費はその実費を徴収する。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護〔第1号訪問事業〕を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岩内町・共和町の区域とする。ただし、他の地域での介護については、介護者への利便の提供を円滑にするため弾力的に運用するものとする。

(その他)

第10条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 繼続研修 年2回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者は、前項の規定を遵守させるため、職員でなくなった場合においても厳守させるため雇用契約等で明記する。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、社会福祉法人岩内町社会福祉協議会の諸規程を準用するものとする。